

文字の取扱い基準（2021 年 1 月）

目次

1. 使用する文字コード	2
2. Unicode 基本多言語面（U+0000-FFFF）内のコード値をもつ文字の取扱い	2
3. Unicode 基本多言語面（U+0000-FFFF）内のコード値をもたない文字の取扱い ...	2
4. 漢字の字形や意味の判断	3
5. 当基準の適用範囲と基準の変更に伴う訂正	3

この文書では、『JAPAN/MARC MARC21 フォーマット』での文字¹の取扱いについて規定する。

大文字使用法および略語使用法については、「国立国会図書館『日本目録規則 2018 年版』「付録 A.2 大文字使用法、付録 A.3 略語使用法」適用細則（2021 年 1 月）」において定める。

読みのフィールドにおいて使用する文字種については、「読みの基準（2021 年 1 月）」において定める。

1. 使用する文字コード

Unicode/UTF-8 を使用する。

2. Unicode 基本多言語面（U+0000–FFFF）内のコード値をもつ文字の取扱い

基本多言語面（U+0000–FFFF）内のコード値をもつ文字を使用する。Unicode 基本多言語面外のコード値をもつ文字については、後述「3. Unicode 基本多言語面（U+0000–FFFF）内のコード値をもたない文字の取扱い」と同様に扱う。

漢字は、原則として書誌作成対象資料の情報源（以下「情報源」）に使用されている字体で記録する。楷書体以外の書体は楷書体に改める。CJK 統合漢字（U+4E00–9FFF）、CJK 統合漢字拡張 A（U+3400–4DB5）、ならびに CJK 互換漢字（U+F900–FAFF）内のコード値をもつ文字を使用する。仮名はそのまま記録するが、変体仮名は平仮名に改める。

Unicode 基本多言語面内のコード値をもつ文字でも、以下の①～④のいずれかに該当する場合は、当該文字を使用しない。

- ① Unicode 基本多言語面内のコード値をもつ文字が、省略しても意味上の理解が可能な、装飾的な文字である場合は、省略する。
- ② Unicode 基本多言語面内のコード値をもつ文字が、○や□で囲まれた合成文字である場合は、○や□の中の文字を丸がっこ“()”（U+0028、U+0029）、かぎかっこ“「 」”（U+300C、U+300D）で囲んだ形に置き換える。
- ③ Unicode 基本多言語面内のコード値をもつ文字を、国立国会図書館（以下「当館」）のシステム上入力できなかった場合等は、後述「3. Unicode 基本多言語面（U+0000–FFFF）内のコード値をもたない文字の取扱い」と同様に扱うことがある。
- ④ 情報源に出現する角がっこ“[]”は、日本語の場合は“「 」”（U+300C、U+300D）、その他の言語の場合は松葉がっこ“< >”（U+003C、U+003E）に置き換える。

3. Unicode 基本多言語面（U+0000–FFFF）内のコード値をもたない文字の取扱い

Unicode 基本多言語面外のコード値をもつ文字、および Unicode コード値をもたない文

¹ ここでいう「文字」には記号も含める。

字は、①、②、③、④の順序で対応する。当館独自に私用面（U+E000-F8FF）のコード値を割り当てることはしない。

- ① 意味上もしくは字形上関連する、Unicode 基本多言語面内のコード値をもつ文字に置き換える。
- ② 当該文字の読みを“ [] ”（U+005B、U+005D）で囲んだ片仮名で記録する。2 字以上の文字の音節が重なり、別個の音節を形成する連声や、熟語訓のように 1 字だけ片仮名で記録すると意味が不明瞭になる場合には、熟語単位で片仮名で記録する。あるいは翻字する。
- ③ 情報源に表示されている、Unicode 基本多言語面内のコード値をもつ文字で表現できる別表記を、“ [] ”（U+005B、U+005D）で囲んで記録する。
- ④ ゲタ文字“=”（U+3013）に置き換える。

4. 漢字の字形や意味の判断

漢字の字形や意味の判断は、以下の漢和辞典に即して行う。

- ① 大漢和辞典 諸橋轍次著 修訂第 2 版 大修館書店
- ② 新字源 小川環樹ほか編 改訂新版 角川書店

5. 当基準の適用範囲および基準の変更に伴う訂正

- (1) 2020 年 12 月までに作成の書誌データ（アクセス・ポイント部分を除く）
原則として訂正しない。
- (2) 2020 年 12 月までに作成の書誌データおよび典拠データのアクセス・ポイント部分
字体の統一を行っていたものについては、原則として訂正しない。ただし、同一の典拠形アクセス・ポイントの優先タイトルまたは優先名称が、情報源に異なる字体で表示されている場合は、その字体を異形タイトルまたは異形名称として典拠データに追加する。
- (3) 2021 年 1 月以降に作成の書誌データ（アクセス・ポイント部分を除く）
当基準で記録する。
- (4) 2021 年 1 月以降に作成の書誌データおよび典拠データのアクセス・ポイント部分
既存のアクセス・ポイントについては、当基準に従っていないものも、原則としてそのままの形で記録する。新規のアクセス・ポイントは当基準で記録する。

更新履歴

更新日	更新内容
2021 年 1 月	初版掲載
2026 年 9 月	「5. 当基準の適用範囲および基準の変更に伴う訂正」の（1）を「訂正しない」から「原則として訂正しない」へ修正